

# 上下水道の福島県広域化プラン について

1

## (仮称)福島県水道広域化推進プラン

【法的根拠】水道法 第2条の2 第2項

都道府県は、その区域の自然的社会諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

平成31年1月25日付(平成30年度)  
「水道広域化推進プラン」の策定について  
**総務省・厚生労働省** 通知



策定主体は各都道府県とし、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定・公表すること。

「水道広域化推進プラン」とは

市町村の区域を超えた広域化を推進するため、都道府県が区域内の水道事業に係る広域化の推進方針を定めるとともに、これに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等について定めるもの。

都道府県においては、これまでの検討結果をふまえ、広域化の様々なパターンに応じた経営体制や経営指標等の将来見通しについてシミュレーションを実施し、その具体的な効果を比較した上で策定する。

2

## 5つの圏域に設定



本プランでは、これまでの検討結果や地理的特性や各水道事業の現状等を踏まえつつも、より広域的な視点から検討を行うため、県北、県中、県南、会津・南会津及び相双・いわき圏域の5つの圏域に分けて検討することとします。

### 県中圏域

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、  
玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

3

## プラン(素案)のうち、郡山市に係る重要項目

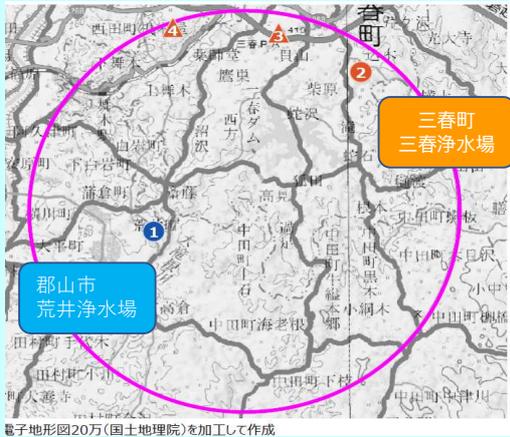
① 浄水場の統合(三春町)

② 経営統合(県中圏域)

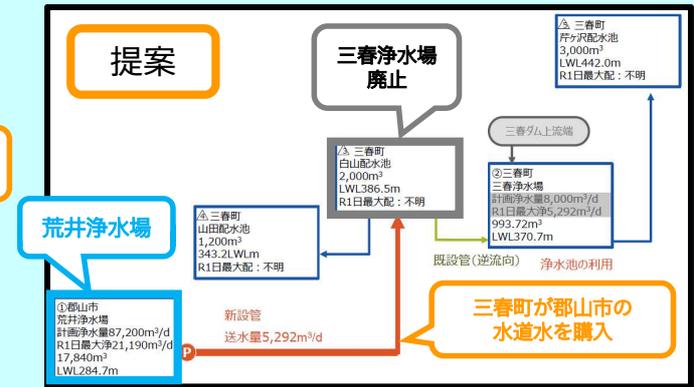
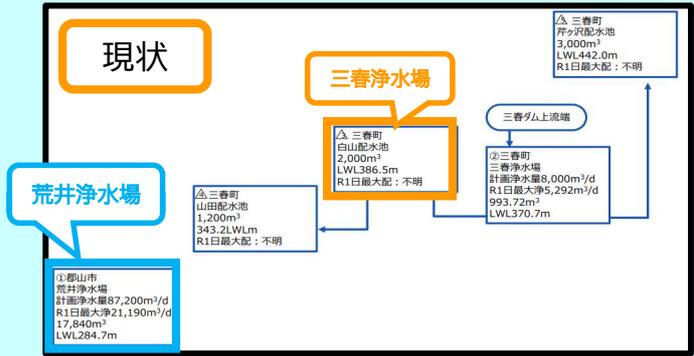
4

# ① 浄水場の統合（三春町）

機械的に10km圏内の浄水場を統廃合し、経営効果を検討。



電子地形図20万(国土地理院)を加工して作成



約31億円

表 4-3 統廃合効果のまとめ

対象施設	統廃合	現状 更新費用 (百万円)	統廃合による 新設費用 (百万円)	統廃合 効果 (百万円)
荒井浄水場	統合			
三春浄水場	廃止	4,995	1,831	3,164

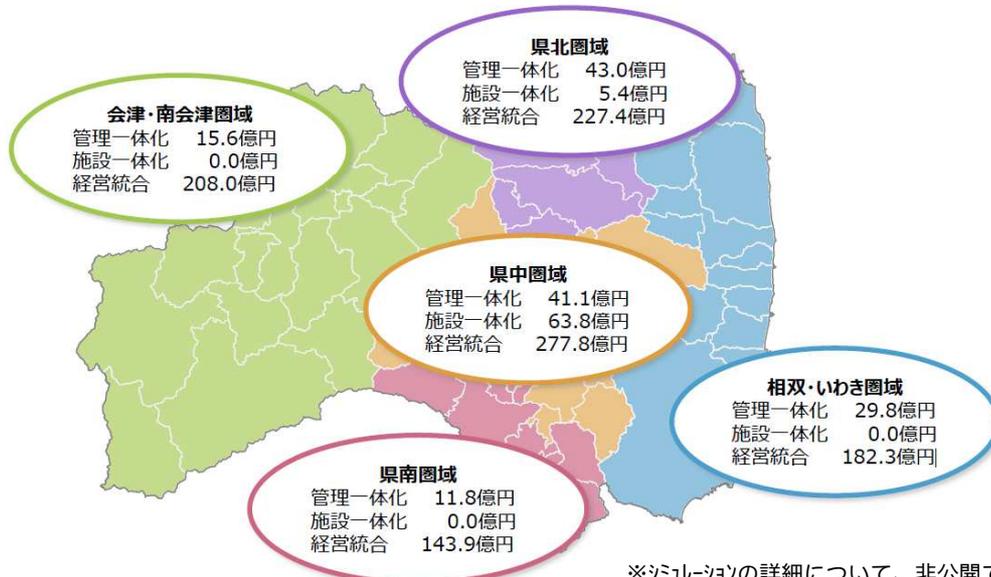
# ② 経営統合（県中圏域）

圏域の広域連携シミュレーション結果について（1/2）

## ■ 圏域の広域連携シミュレーション結果について

各圏域における管理の一体化、施設の一体化、経営統合の広域連携を実現した場合、単独経営を継続した場合と比較した財政効果の算定結果（令和52年度までの50年間）は以下のとおりである。

当該財政効果は様々な仮定に基づく算定結果であり、現時点では効果の実現を保証するものではなく、あくまで可能性を示すものである。



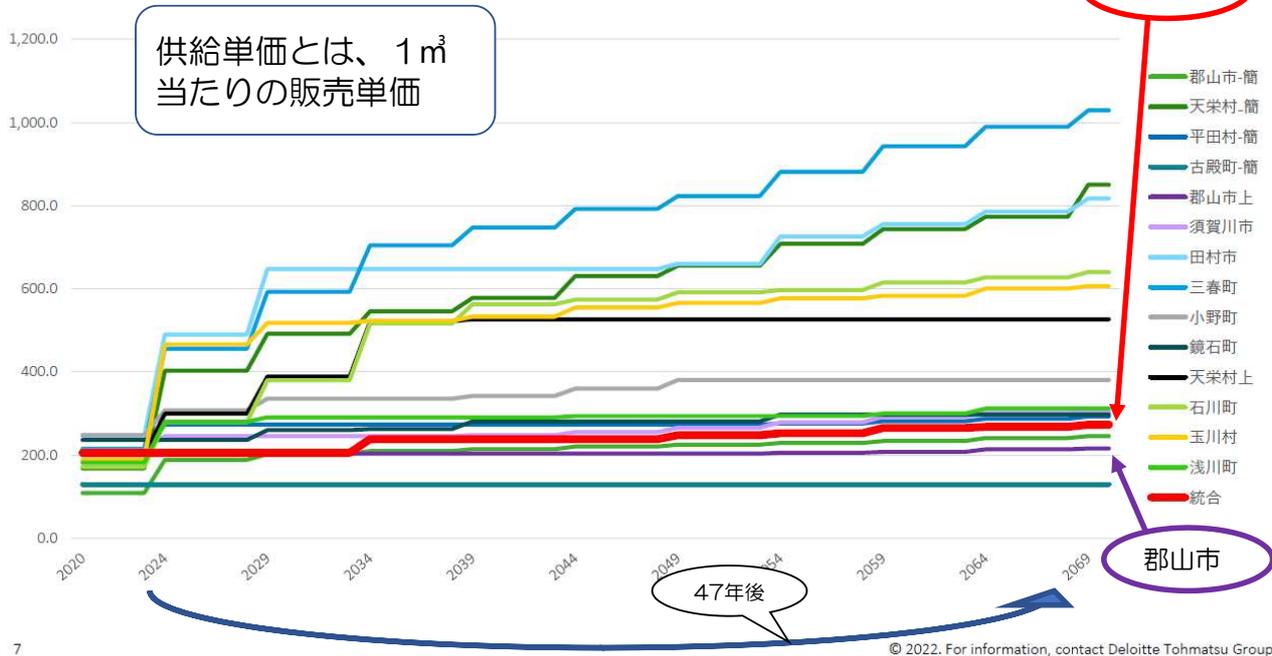
※シミュレーションの詳細について、非公開である。

# 重要な問題：経営統合した場合に供給単価が上がる

統合することで、料金値上げになる。

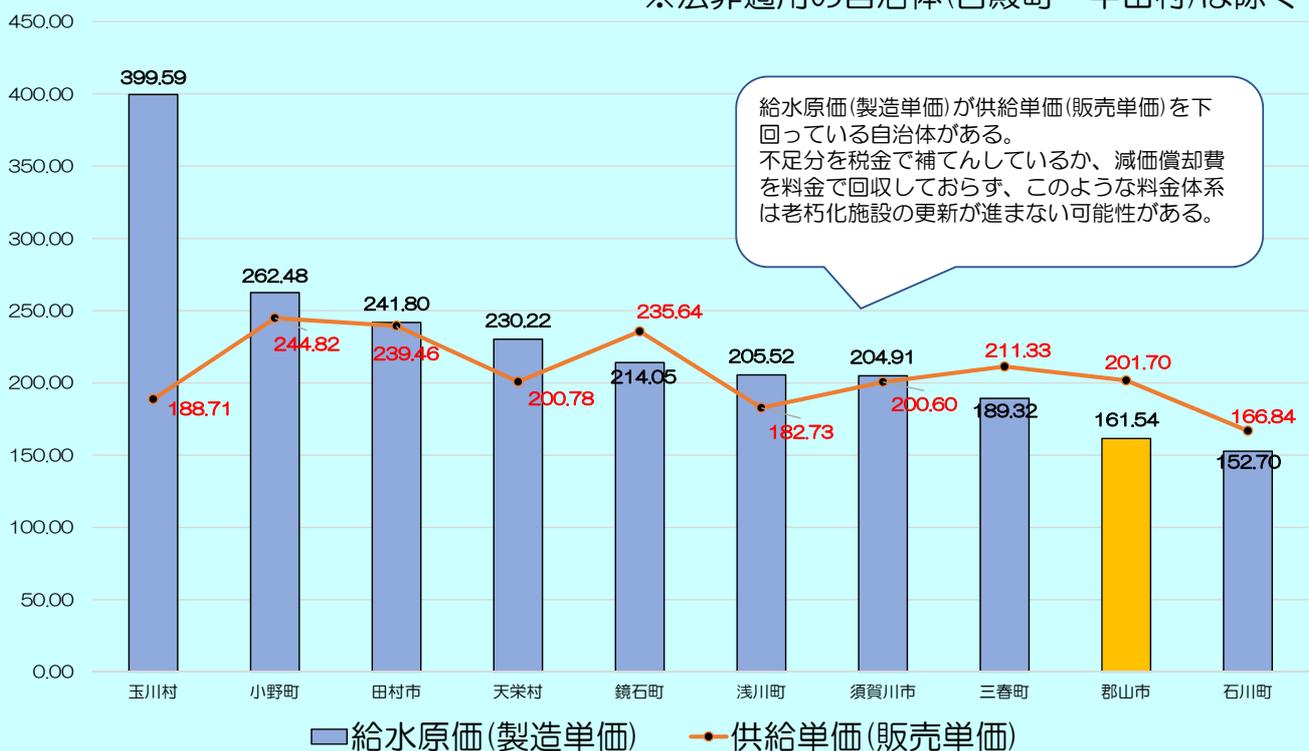
事業統合と各市町村単独比較（県中圏域）

供給単価推移



# 令和2年度 県中圏域内の給水原価と供給単価の比較

※法非適用の自治体(古殿町・平田村)は除く



## スケジュール(福島県の動き)

令和2年度～令和3年度

- 各事業体の資料収集
- ハード面による広域連携シミュレーション(㈱日水)・有限責任監査法人トーマツ)
- 意見交換等
- 素案の作成

令和4年度

県では、ソフト面での連携について検討中である。

- 【5月】 素案に対する意見交換
- 【6月～8月】 ソフト面による広域連携シミュレーション 検討会
- 【9月～10月】 広域化推進プラン(案) 検討会
- 【11月～12月】 各市町村の確認
- 【1月～2月】 県議会・県知事説明

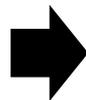
9

## (仮称)福島県下水道広域化・共同化計画

平成30年1月17日付(平成29年度)  
「広域化・共同化計画」の策定について  
総務省・国土交通省・農林水産省・環境省 通知

### 【背景】

- ・ 汚水処理施設の老朽化・更新需要の増加
  - ・ 人口減少による使用料収入の減少
  - ・ 職員数の減少、執行体制の脆弱化
- 厳しい経営環境



効率的な事業運営が必要

【目的】 汚水処理事業の経営の持続可能性の確保

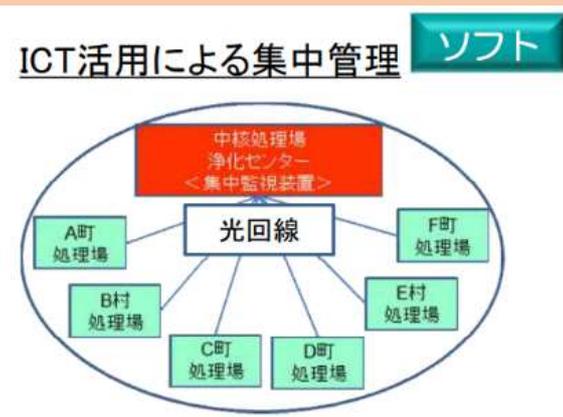
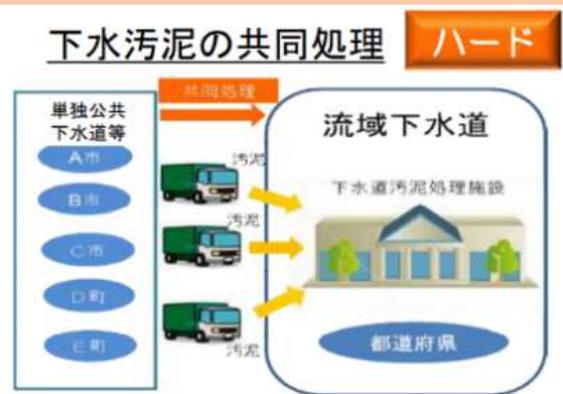
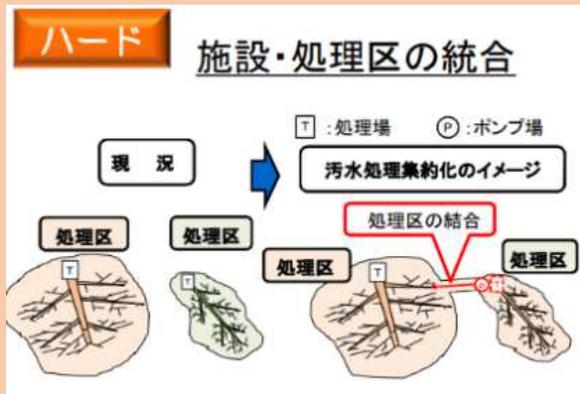
策定主体は各都道府県とし、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定・公表すること。

「広域化・共同化計画」とは

- ・ 都道府県が主体となり、市町村と連携して作成するもの(全市町村が検討の枠組みに参加)。
- ・ 広域的な連携により事業運営基盤の強化を図る取り組みについて、短期的(5年程度)、中期的(10年程度)、長期的(20年～30年)のスケジュールを示す。

10

# 広域化・共同化計画のイメージ

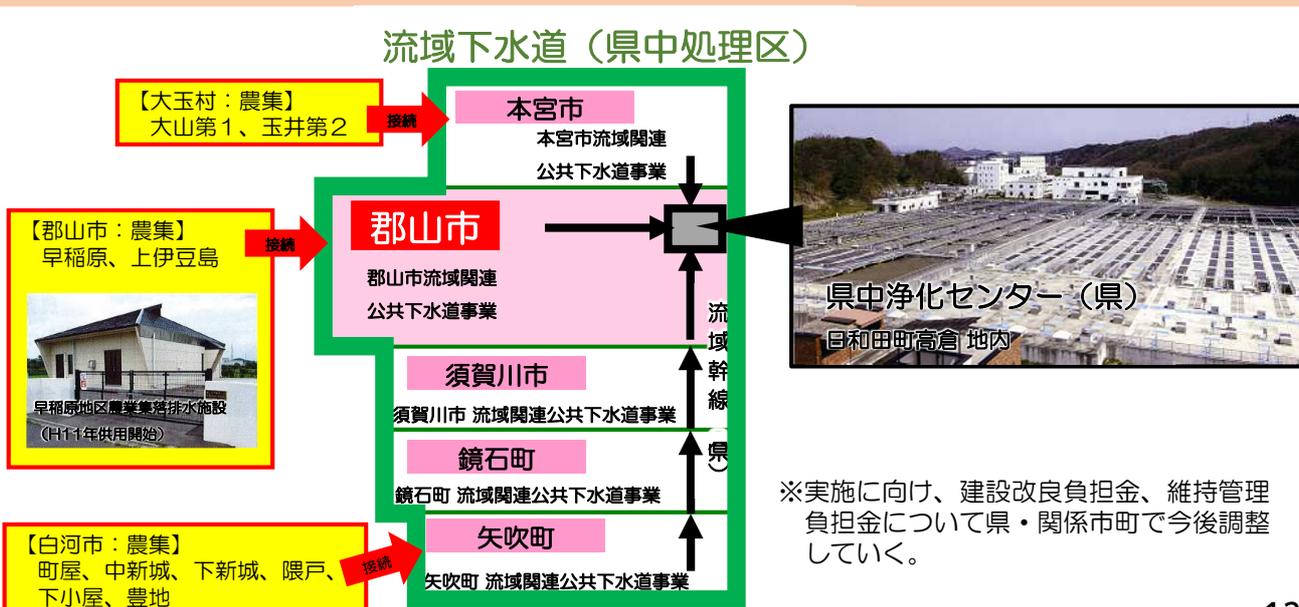


郡山市の場合、流域下水道によりすでに広域化・共同化されている（郡山市、須賀川市、本宮市、鏡石町、矢吹町の汚水を県中浄化センターで共同処理）

## プラン(素案)のうち、郡山市に係る重要項目

### ● 処理施設の統合（案）

- 既存の汚水処理施設と流域下水道（県中処理区）を接続し、汚水処理施設を廃止。汚水処理施設の維持管理費を削減。



## スケジュール(福島県の動き)

平成30年度～令和3年度

- 検討体制の構築
- 方部別グループワーク（意見交換）
- 現状把握
- 広域化・共同化メニュー検討（モデル箇所における検討）
- 計画素案作成に向けた整理・調整

令和4年度

- 【7月】 素案に対する意見照会
- 【8～10月】 福島県から該当市町村へ説明  
市町村の意見を素案へ反映
- 【11月】 計画案の提示
- 【～3月】 計画策定・公表

memo

---

---

---

---

# memo

---

---

---

---

# memo

---

---

---

---